平成２８年（フ）第３８２１号
大阪市東淀川区相川２丁目15番17号
債務者　川野希代子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８４４号
大阪府門真市野里町29番30号
債務者　武田冨久子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９３５号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目20番22号トーシン昭和町302号
債務者　天野　千誉
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２６１号
大阪市東淀川区大桐４－４－80－102、住民票上の住所大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　山科　光雄
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２９９号
大阪市東住吉区今川７丁目13番４号　伊東マンション　201号、前住所大阪市東住吉区今川８丁目４番７号
債務者　山本　智寛
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３００号
大阪市東淀川区小松４丁目６番８号　ルミエール小松403号
債務者　細谷　義男
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３０４号
大阪府豊中市蛍池西町２丁目11番22―105号
債務者　佐藤蘭こと　金　　嬉蘭
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３３７号
大阪市生野区新今里３丁目17番３号アドバンス新今里402号室
債務者　上田　和美
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３５４号
大阪府東大阪市長瀬町３丁目８番23―206号
債務者　山内　秀子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３９５号
大阪市西淀川区野里１丁目７番８―1001号
債務者　石田　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４２４号
大阪市東淀川区豊里２丁目９番７号　グループホームのどか豊里、前住所大阪市東淀川区淡路３丁目３番25号　満寿荘25号
債務者　小山　輝雄
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４２８号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号ホーリーホーム
債務者　吉田　明子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４３１号
大阪市東淀川区豊里２丁目９番25号リバーヒル豊里　202号、前住所大阪市東淀川区豊新５丁目２番26号大幸ハイツ　502号
債務者　松下　雄治
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４０号
名古屋市守山区喜多山２丁目５番19号　カームダウン喜多山108号、従前の住所名古屋市守山区八反11番17号
債務者　宮部　弘子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０９６号
名古屋市西区歌里町131番地　津田荘２Ｅ号
債務者　川﨑　孝美
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３０２号
愛知県岩倉市東町掛目152番地　リンピアリリー201号
債務者　古澤　千陽
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５４０号
名古屋市緑区鳴子町２丁目68番地　ライオンズ鳴子グランヒルフォート417号
債務者　石丸　和馬
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部